

青森県報

第三千五百六十三号

平成二十四年

七月十一日
(水曜日)

目 次

告 示

家畜人工授精講習会の開催	………	(畜産課)	…
飼料の試験の結果の概要	………	(同)	…
公共測量の実施	………	(監理課)	…
右	同	(同)	…
右	同	(同)	…
右	同	(同)	…
右	同	(同)	…
公共測量の終了	………	(同)	…
建築基準法による指定構造計算適合性判定機関の指定	………	(建築住宅課)	…
特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する 同法第十条第二項の規定による公告	………	(県民生活 文化課)	…
右	同	(同)	…
右	同	(同)	…
右	同	(同)	…
右	同	(同)	…
右	同	(同)	…
大規模小売店舗の変更の届出	………	(商工政策課)	…
右	同	(同)	…
右	同	(同)	…
右	同	(同)	…
右	同	(同)	…
右	同	(同)	…
右	同	(同)	…

公 告

平成二十三年度社団法人全国公営住宅火災共済機構災害共済事業経営状況の公表……………(建築住宅課) ……九

出先機関

土地改良区の定款変更の認可……………(下北地域
民 局) ……一〇

土地改良事業計画変更の認可……………(同) ……一〇

選挙管理委員会

政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出……………(事務局) ……一〇

告 示

青森県告示第五百六十号

家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第十六条第二項の規定により家畜人工授精に関する講習会を次のとおり開催するので、青森県家畜人工授精講習会等開催要綱(昭和五十六年十二月青森県告示第千五百七十七号)第二条第二項の規定により告示する。

平成二十四年七月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 開催期間
平成二十四年九月五日から同月二十一日まで(土曜日及び日曜日並びに祝日を除く。)
- 二 開催場所
青森県営農農学校(上北郡七戸町)
- 三 講習人員
六人以内。ただし、青森県営農農学校生に限る。
- 四 対象家畜
牛
- 五 受講申請手続

受講希望者は、受講願書に係る書類を添えて平成二十四年八月二十二日まで以上北地域民局地域農林水産部十和田家畜保健衛生所長に提出する。]

六 その他

- 1 受講願書の用紙は、青森県農林水産部畜産課、上北地域民局地域農林水産部十和田家畜保健衛生所で交付する。
- 2 その他詳細については、青森県農林水産部畜産課、上北地域民局地域農林水産部十和田家畜保健衛生所にご問い合わせください。

青森県告示第五百六十一号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）

第五十六条第一項の規定により平成二十四年五月八日及び同年六月十三日収去させた飼料の試験の結果の概要は、次のとおりであるので、同条第七項の規定により公表する。

平成二十四年七月十一日

青森県知事 三 枝 甲 郎

製造事業場等の 名称及び所在地	収去場所	飼 料 の 名 称	製 造 年 月	試 験 結 果 の 概 要										違 反 の 内 容		
				粗たん白質 %	粗脂肪 %	カルシウム %	リン %	粗繊維 %	粗灰分 %	揮発性窒素 %	水溶性窒素 %	消化率 %	TDN %		M kcal/kg	その他の査水分 %
日和産業株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字 海岸24の9	同左	トキワ印配合飼料 トキワ幼雞A Pモみ	24.5	25.5	3.1	1.01	0.82	4.7	7.0	-	-	-	-	2,710	11.9	
日和産業株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字 海岸24の9	同左	ニチワ印配合飼料 岡崎グロア _ニ	24.5	19.8	5.5	2.73	0.69	3.6	6.5	-	-	-	-	3,000	10.9	
日和産業株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字 海岸24の9	同左	ニチワ印グロイラー肥育 前期用配合飼料 ニチワえつけ	24.4	24.2	5.2	1.15	0.80	1.5	6.1	-	-	-	-	3,030	10.2	
中部飼料株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字 海岸24の5	同左	マル中印大すう育成用配合 飼料 コッコメリット育成	24.6	14.4	4.3	1.00	0.93	4.5	6.1	-	-	-	-	2,500	11.2	
中部飼料株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字 海岸24の5	同左	マル中印グロイラー肥育 前期用配合飼料 ヒナ銀行E	24.6	24.0	4.8	0.94	0.73	1.4	5.4	-	-	-	-	3,000	11.1	
中部飼料株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字 海岸24の5	同左	マル中印ほ乳期子豚育成用 配合飼料 ヌーパースターSS	24.6	21.2	7.0	1.24	0.74	1.0	6.4	-	-	-	-	83.0	10.4	

注 試験結果の概要の欄中栄養成分に関する検査にあっては、個別検査項目に分析結果を示し、違反の内容の欄に表示成分量に対する過不足量等を示す。

青森県告示第五百六十二号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があつたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年七月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 測量計画機関

青森市

二 測量の種類

公共測量（街区基準点等のパラメータ補正）

三 測量の期間

平成二十四年六月二十五日から同年八月三十一日まで

四 測量の地域

青森市

青森県告示第五百六十三号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があつたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年七月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 測量計画機関

弘前市

二 測量の種類

公共測量（街区基準点等の座標補正・標高補正）

三 測量の期間

平成二十四年六月二十五日から同年八月三十一日まで

四 測量の地域

弘前市

青森県告示第五百六十四号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があつたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年七月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 測量計画機関

八戸市

二 測量の種類

公共測量（街区基準点等の座標補正・標高補正）

三 測量の期間

平成二十四年六月二十五日から同年八月三十一日まで

四 測量の地域

八戸市

青森県告示第五百六十五号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があつたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年七月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 測量計画機関

五所川原市

二 測量の種類

公共測量（街区基準点等のパラメータ補正）

- 三 測量の期間
平成二十四年六月二十五日から同年八月三十一日まで
- 四 測量の地域
五所川原市

青森県告示第五百六十六号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があつたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年七月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 測量計画機関
むつ市
- 二 測量の種類
公共測量（基準点測量）
- 三 測量の期間
平成二十四年六月二十五日から同年八月三十一日まで
- 四 測量の地域
むつ市

青森県告示第五百六十七号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施した旨の通知があつたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年七月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 測量計画機関
八戸市

二 測量の種類

公共測量（街区基準点の座標補正）

三 測量の期間

平成二十三年十一月十九日から同年十二月十五日まで

四 測量の地域

八戸市大字鮫町の一部
八戸市大字根城の一部

青森県告示第五百六十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第十八条の二第一項の規定により、次のとおり指定構造計算適合性判定機関を指定したので、同法第七十七条の三十五の五第一項の規定により公示する。

平成二十四年七月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	住 所	構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地	指定をした日	構造計算適合性判定の業務の開始の日
ビューロ ー ス ジャ パ ン 株 式 会 社	青森県 弘前 市 中 区 山 下 町	東京都千代田区神田 駿河台二丁目八	平成二十四年 六月二十六日	平成二十四年 七月一日

公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年七月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日

平成二十四年六月二十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人NPOミサワ・シー・ファウンデーション

三 代表者の氏名

新田 栄

四 主たる事務所の所在地

三沢市深谷三丁目九四の一〇四五

五 定款に記載された目的

この法人は、三沢市及び近隣市町村に住む人に対して、海をベースにした環境美化や啓発、人材育成、国際交流、政策提言などの事業を行い、地域住民が自信と誇りを持って住める地域の創造に寄与することを目的とする。

~~~~~  
特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年七月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日

平成二十四年六月二十二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人健康増進あおもり

三 代表者の氏名

鎌田 愛子

四 主たる事務所の所在地

青森市大字大野字片岡四六の一四八イツ白峰一〇一

五 定款に記載された目的

この法人は、高齢者、障害者等の要介護者を中心とした全ての県民に対して、筋力トレーニングによる介護予防及びパワーリハビリテーションに関する事業や健康スポーツトレーニングを行い、県民の健康増進を図ることによって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

~~~~~  
特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年七月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日

平成二十四年六月二十五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人リンク・障害者の生活と就労を支援するネットワーク

三 代表者の氏名

色摩 隆

四 主たる事務所の所在地

弘前市大字青樹町一六の一

五 定款に記載された目的

この法人は、就労を希望する障害者、その家族及び関係者に対し、地域生活をすすめるために必要な支援及び就労支援を行うことよって、誰もが住みよい社会を目指すことを目的とする。

~~~~~  
特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定

により次のとおり公告する。

平成二十四年七月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日

平成二十四年六月二十五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人エゲンの里

三 代表者の氏名

山田 恵三

四 主たる事務所の所在地

八戸市長者四丁目一の三八

五 定款に記載された目的

この法人は、介護利用者並びに一般に対して、福祉用品を販売、貸与する事業を行い、高齢者等が安心して住める地域社会形成を目指すことを目的とする。

~~~~~  
特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年七月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日

平成二十四年六月二十六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人笑楽生

三 代表者の氏名

泉谷 和宏

四 主たる事務所の所在地

五所川原市金木町川倉宇田野二四
定款に記載された目的

この法人は、五所川原市及びその周辺町村の障害者に対して、地域生活支援と就業支援に関する事業を行い、障害者と障害者とともに笑い楽しく生活できるようにノーマライゼーションの具現化を目指すことを目的とする。

~~~~~  
特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年七月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日

平成二十四年六月二十六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人シャールーム

三 代表者の氏名

戸館 亜輝男

四 主たる事務所の所在地

上北郡七戸町字館野二九の六

五 定款に記載された目的

この法人は、七戸町及び周辺市町村を対象に、障がい者に対して社会生活の自立支援に関する事業を行うと同時に、地域の人々との交流を深めることにより地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

~~~~~  
大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年七月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

十和田南ショッピングセンター

十和田市大字相坂字小林二一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社サンデー

八戸市根城六丁目二二の一〇

代表取締役 宮下直行

マックスバリュ東北株式会社

秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五

代表取締役 宮地邦明

三菱UFJリース株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目五の一

代表取締役 村田隆一

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前

株式会社サンデー

八戸市根城六丁目二二の一〇

代表取締役 宮下直行

マックスバリュ東北株式会社

秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五

代表取締役 宮地邦明

株式会社ファーストリテイリング

山口県山口市大字佐山七二七の一

代表取締役 柳井正

株式会社エービーシー・マート

東京都渋谷区神南一丁目二一の一

代表取締役 野口実

変更後

変更無し

変更無し

変更無し

株式会社ユニクロ

山口県山口市佐山七二七の一

代表取締役 柳井正

変更無し

変更無し

変更年月日

平成二七・一

二七・一

(名称)

二七・一

(住所)

平成二七・一

二七・一

(住所)

変更無し

変更無し

変更無し

変更無し

四 届出年月日

平成二十四年六月二十六日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び十和田市役所

2 期間

平成二十四年七月十一日から同年十一月十一日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、十和田市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十四年十一月十一日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年七月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
十和田南ショッピングセンター
十和田市大字相坂字小林二一外
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社サンデー
八戸市根城六丁目二二の一〇
代表取締役 宮下直行
マックスバリュ東北株式会社
秋田県秋田市土崎港北二丁目六の二五
代表取締役 宮地邦明
三菱UFJリース株式会社
東京都千代田区丸の内一丁目五の一
代表取締役 村田隆一
- 三 変更しよつとする事項

区 分	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
大規模小売店舗の施設の運用方法に関する事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	株式会社サンデー 開店時刻 午前八時 閉店時刻 午後九時	平成 二四・六・三
来客が駐車場を利用できる時間帯	株式会社サンデー 開店時刻 午前八時 閉店時刻 午後九時 株式会社 マックスバリュ東北株 式会社 開店時刻 午前八時 閉店時刻 午後十一時	株式会社サンデー 開店時刻 午前七時 閉店時刻 午後九時 株式会社 マックスバリュ東北株 式会社 開店時刻 午前七時 閉店時刻 午後十一時	

- 四 届出年月日
平成二十四年六月二十六日
- 五 届出書及び添付書類の縦覧
1 場所
青森県商工労働部商工政策課及び十和田市役所
2 期間
平成二十四年七月十一日から同年十一月十一日まで
3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで
ただし、十和田市役所にあつては、その執務時間内とする。
六 意見書の提出
この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限
平成二十四年十一月十一日

2 提出先
青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語
意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年七月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモールつがる柏

つがる市柏稲盛幾世四一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

イオンモール株式会社

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五の一

代表取締役 岡崎双一

三 変更しよつとする事項

区 分	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
大規模小売店舗の営業方法に関する事項	大規模小売店舗において、閉店時刻及び閉店時刻を	イオンリテール株式会社 閉店時刻 午前八時 午後十一時	平成 二四・六・六
来客が駐車場を利用できる時間帯	午前七時から翌午前三時まで	イオンリテール株式会社 閉店時刻 午前七時 午後十一時	

四 届出年月日

平成二十四年六月二十七日

五 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及びつがる市役所

2 期間

平成二十四年七月十一日から同年十一月十一日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、つがる市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十四年十一月十一日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

平成二十三年度社団法人全国公営住宅火災共済機構災害共済事業経営状況の公表

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十三条の二第二項の規定により社団法人全国公営住宅火災共済機構から平成二十三年度の災害共済事業の経営状況について次のとおり通知があつたので、同条第三項の規定により公表する。

平成二十四年七月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 事業実績

加入都道府県市区町村会員数

六七九

加入戸数

九〇七、二〇五戸

共済委託契約金額

八、一二六、九五〇、〇三三千元

火災共済掛金

一、〇〇九、二〇三千元

被災戸数

一九〇戸

火災共済給付金

二一九、六五三千元

特定給付金

一三、〇四〇千元

復興建築助成戸数

八一戸

復興建築助成金

三〇、四七八千元

住宅災害見舞戸数

五、二三六戸

住宅災害見舞金

三九四、三八〇千元

住宅防火施設整備補助会員数

一三七

住宅防火施設整備補助金

六九、〇九九千元

二 貸借対照表（平成二十四年三月三十一日現在）

1 資産の部

(一) 流動資産

六一〇、六九五千元

(二) 固定資産

(1) 特定資産

ア 異常危険準備金資産

三、〇一五、六五九千元

イ その他特定資産

一、七一、一一四千元

(2) その他固定資産

四八三、三四七千元

出 先 機 関

資産合計	五、八二〇、八一五千円
2 負債の部	
（一）流動負債	九六三、五一一千円
（二）固定負債	三、一一七、五二四千円
負債合計	四、〇八一、〇三五千円
3 正味財産の部	
正味財産合計	一、七三九、七八〇千円
負債及び正味財産合計	五、八二〇、八一五千円

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、大畑土地改良区の定款の変更を平成二十四年六月二十六日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十四年七月十一日

下北地域県民局長 長 津 秀 二

土地改良事業計画変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定により、大畑土地改良区に係る次の土地改良事業の計画の変更を平成二十四年六月二十六日認可したので、同条第十一項の規定により公告する。

平成二十四年七月十一日

下北地域県民局長 長 津 秀 二

事業名 維持管理

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第三十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次の政治団体から届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

平成二十四年七月十一日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

政党以外の政治団体

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届 月 日 出
葛西孝彦後援会	主たる事務所の所在地	八戸市高州一丁目八の九	青森市安方二丁目五の一〇	平成二四・六・二三
山内正孝後援会	会計責任者	山内 卓	加藤 惠造	二四・六・一九
山崎力心暖会	代表者	太田 弘一	今村 魁次	二四・六・二三

（発行者・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭